

(2) 控除を受ける方の所得が900万円超950万円以下の場合

収入金額	市・県民税		所得税	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養控除	特定親族特別 控除(※3)	
	均等割	所得割						
103万円以下	かからない	かからない	かからない	26万円 (22万円)	受けられない	受けられる (下記参考参照)	受けられない	
110万円以下	かかる							かからない
123万円以下								
123万円超 150万円以下		かかる						
150万円超 155万円以下			かかる					
155万円超 160万円以下				かかる				
160万円超 165万円以下		かかる						
165万円超 170万円以下			かかる					
170万円超 175万円以下				かかる				
175万円超 180万円以下		かかる						
180万円超 185万円以下			かかる					
185万円超 188万円以下				かかる				
188万円超 190万4千円未満		かかる						
190万4千円以上 197万2千円未満			かかる					
197万2千円以上 201万6千円未満				かかる				
201万6千円以上		かかる						

- ※1 市・県民税および所得税の「かかる」については、各種控除等の有無により、かからない場合もあります。
- ※2 配偶者控除、配偶者特別控除および特定親族特別控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。
- ※3 生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除く。)がいる場合、その親族等の収入に応じて上記の特別控除が受けられます。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	年齢	控除額	
		所得税	市・県民税
年少扶養	0歳 ～ 15歳	なし	なし
一般扶養	16歳 ～ 18歳 23歳 ～ 69歳	38万円	33万円
特定扶養	19歳 ～ 22歳	63万円	45万円
老人扶養	70歳 ～	48万円	38万円

- ※ 老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。